

	都道府県 及び 政令都市	許可取得 有効期限	許可番号	許可品目														許可期限	備考						
				紙 く ず	木 く ず	廃 プ ラ ス チ ク 類	織 維 く ず	ゴ ム く ず	金 属 く ず	ガ ラ ス 陶 磁 器 く ず	コ ン ク リ ー ト く ず	が れ き 類	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アルカリ			動 植 物 性 残 さ	鉋 さ い	ば い じ ん	感 染 性 産 業 廃 棄 物	廃 石 綿 等	
産業廃棄物処分業 (減容処理)	岩手県	R3.10.30 ～ R8.10.29	00342033221	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R8.10.29	・廃発泡スチロールに限る
産業廃棄物処分業 (移動式中間処理)	岩手県	R3.10.30 ～ R8.10.29	00342033221	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R8.10.29	
産業廃棄物処分業 (固定中間処理)	岩手県	R3.10.30 ～ R8.10.29	00342033221	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R8.10.29	・繊維くずは廃置に限る
産業廃棄物処分業 (安定型埋立)	岩手県	R3.10.30 ～ R8.10.29	00342033221	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R8.10.29	・石綿含有物を含む ・自動車等破砕物除く
産業廃棄物収集運搬業	岩手県	R3.10.30 ～ R8.10.29	00312033221	●	●	●	●	○	●	●	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	-	-	-	R8.10.29	・●は積替え保管有り ・石綿含有物,水銀使用物を含む ・自動車等破砕物及び特管物除く
産業廃棄物収集運搬業	宮城県	R3.7.22 ～ R8.7.21	00400033221	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R8.7.21	・積替え保管無し ・石綿含有物,水銀使用物を含む ・自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん除く
産業廃棄物収集運搬業	秋田県	H29.4.12 ～ R4.4.11	00507033221	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	R4.4.11	・積替え保管無し ・石綿含有物,水銀使用物,水銀含有ばいじんを含む ・自動車等破砕物除く
産業廃棄物収集運搬業	青森県	H30.1.10 ～ R5.1.9	00201033221	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	R5.1.9	・積替え保管無し ・石綿含有物,水銀使用物を含む ・自動車等破砕物及び特管物除く
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	岩手県	H30.11.13 ～ R5.11.12	00352033221	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	R5.11.12	・積替え保管無し
一般廃棄物 処分業	北上市	R3.10.26 ～ R5.10.25	第539号	-	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R5.10.25	・剪定枝葉・木の根・家具類 (個人の方もご利用頂けます)
一般廃棄物 収集運搬業	北上市	R2.7.4 ～ R4.7.3	第512号	一般廃棄物に限る														R4.7.3	・4tダンプ 3台,4tトラック 2台 ・4tトラック 4台,軽トラック 3台 ・2tトラック 2台,2tダンプトラック 1台 ・6tトラック 2台,軽トラック 3台						
一般廃棄物 収集運搬業	奥州市	R4.4.1 ～ R6.3.31	第101号	北上市内にて収集した一般廃棄物のうち特定家庭用機器再商品化法 第2条第4項に規定する特定家庭用機器の収集運搬に限る														R6.3.31							